

内部統制の見直しはこう進める

あり、すべての実施結果を評価することは困難であることが多い。

したがって、通常は、文書化の段階で識別したコントロールのうち、特に重要なコントロール(以下、「キーコントロール」という)を対象を絞る。

さらに、キーコントロールの実施頻度(たとえば1日に複数回や月次で実施等)をもとに、評価件数を決定し、母集団から当該件数の取引を無作為に抽出する。

抽出された取引に対して、質問や資料の閲覧、統制行為者の行為を再現する再実施等を実施することで、統制活動が有効に運用されているかを評価する。

(5) 有効性の判断

有効性の判断では、前述までの評価で発見された内部統制上の不備を集計し、その金銭的・質的重要性を勘案して、開示すべき重要な不備に該当するか否かを判断する。

金額的重要性は、基準上、連結税引前利益のおおむね5%が例示として示されているが、画一的に使用されるものではなく、会社の規模や業種・業態、特性等にに応じて各社で判断できる。

また、質的重要性としては、主に

上場廃止基準や財務制限条項に関する記載事項や関連当事者取引や大株主の状況に関する記載事項等への影響で判断する。

留意点は、開示すべき重要な不備は、財務報告上の重要な虚偽記載をもたらす「可能性」が高い不備とされている点にある。

2章

研究報告にみる 内部統制報告制度の 現状と留意事項

内部統制を取り巻く環境の変化

近年、日本企業によるM&Aの件数は増加傾向にあり、買収先企業の規模によっては、新たに内部統制報告制度の追加対応が必要となるケースや、グループとしての内部統制のあり方を見直す必要性が生じる可能性がある。

また、昨今はワークライフ・バランスや残業規制に代表される働き方改革の推進も増加している。改革の

仮に1件の少額な内部統制上の不備であっても、ただちに金銭的に軽微な不備と判断されるわけではない。当該不備について、同種の不備の発生見込みや財務報告への影響を推定し、評価でみつかった不備だけではなく、それらも集計したうえで、重要性を判断することになる。

一環として、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)の導入も増えている。RPAは事務処理業務との親和性が高く、膨大な事務処理業務を抱える経理業務においても、導入事例が増加している。近年は、RPA導入事例の増加に伴い、内部統制への影響についても議論が進められている。

さらに、大企業を中心にコーポレート・ガバナンス強化の機運も高まっている。

上場企業においては、2015年6月からコーポレートガバナンス・

(3) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の90項では「事業拠点とは、企業集団を構成する会社単位で捉えることが多くと考えられるが、必ずしも地理的な概念や法的な組織区分にこだわる必要はなく、経営者が企業集団の経営管理(権限委譲)の状況や事業上のリスクプロセスや経営管理手法の同質性等を含むの実態に応じて事業拠点を識別しているかどうかを検討する必要がある。」とされている。

コードへの対応が求められている。コーポレートガバナンス・コードでは、たとえば、取締役会による実効性の高い監督、内部統制・リスク管理体制の整備、監査役会等による監査の実効性強化等が求められる。

このように、環境変化には、内部統制の再検討が必要なものが含まれている。企業は、環境変化を踏まえて内部統制を発展させないと、たとえば、買収先企業による不正・不祥事や重要なコントロールの重複や抜け漏れ、経営者不正の助長等、予期せぬトラブルに巻き込まれる可能性